

外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視
—技能実習制度等を中心として—
結果報告書

平成 25 年 4 月

総務省行政評価局

前書き

外国人（日本国籍を有しない者）の我が国への入国者数は、平成 22 年に約 944 万人と、過去最高の人数となった。平成 23 年は、東日本大震災の影響に加え、過去最高水準の円高となったことなども要因として、約 714 万人と、前年比で約 231 万人の大幅な減少となったが、翌 24 年は前年比約 204 万人増の約 917 万人（速報値）となっている。

一方、我が国に在留する外国人（外国人登録者数）は、平成 17 年末に約 201 万人と初めて 200 万人を超え、20 年末までは年々増加していたものの、同年末の約 222 万人をピークに、それ以降 3 年連続で微減傾向が続いており、23 年末現在においては約 208 万人となっている。

このように、近年こそ外国人登録者数は減少傾向にあるが、今後、経済社会の一層の国際化等に伴い、国際的な人の移動がより活発化することが予想されており、我が国と近隣諸国間の経済水準の格差を背景に、これらの国々から我が国への労働力の送付圧力が強まることが見込まれている。

こうした状況を踏まえ、出入国の公正な管理を図るため、法務大臣は外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき「出入国管理基本計画」を平成 4 年から策定している。直近の「第 4 次出入国管理基本計画」（平成 20 年 3 月 30 日法務大臣決定）においては、「本格的な人口減少時代が到来する中、我が国の社会が活力を維持しつつ、持続的に発展するとともに、アジア地域の活力を取り込んでいくとの観点から、積極的な外国人の受入れ施策を推進していく」こと、また、外国人の受入れの在り方に関しては、「我が国の産業、治安、労働市場への影響等国民生活全体に関する問題として、国民的コンセンサスを踏まえつつ、我が国のあるべき将来像と併せ、幅広く検討・議論していく必要がある」とされている。

なお、我が国の雇用政策における「外国人の受入れ」については、雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号）第 4 条第 10 項の規定において、高度の専門的な知識又は技術を有する外国人（いわゆる高度人材）の我が国における就業を促進することとされている。一方、いわゆる単純労働者の受入れの可否については、今日まで、国会等の場で何度も議論されてきているものの、単純労働者を受け入れないとする方針は現在も維持されている。しかし、資格外活動における留学生、技能実習生の中には高度な専門性・知識・技術を要しない単純労働に従事している者もいるとされている。

こうした中、外国人の就労環境や入国・在留に関する改善策や新たな制度が導入されてきている。

外国人研修・技能実習制度については、平成 22 年 7 月の「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成 21 年法律第 79 号）の施行に伴い、新たな技能実習制度が導入され、実務研修中の外国人実習生の法的保護が強化された。その際、技能実習が適切に行われているかどうかを監査する仕組みが導入されているものの、その実効性については疑問があり、地方入国管理局により不正行為認定された機関数は約 180 機関あまり（平成 23 年）に上っている。

外国人の受入れとして新たな制度も導入されている。二国間経済連携協定（E P A）に基づき、平成 20 年度からはインドネシアから、翌 21 年度からはフィリピンから、看護師・介護福祉士候補者の受入れが開始されている。この受入れ枠組みは、外国人の就労が認められていない分野で、候補者本人が国家資格の取得を目指すことを要件の一つとして、一定の要件を満たす病院や介護施設での就労を特例的に認めるものであり、一人でも多くの意欲と能力のある外国人候補者が看護師や介護福祉士の国家試験に合格し、その後、本人と受入れ施設の合意の下、継続して日本に滞在することが期待されているが、外国人候補者の国家試験の合格率は、受験者全体の合格率を下回るものとなっている。

留学生については、平成 20 年 7 月に文部科学省ほか関係省（外務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）により策定された『留学生 30 万人計画』骨子に基づき、平成 32 年を目途に留学生の受入れを 30 万にすることを目指している。また、法務省においても、適正かつ円滑な入国・在留審査（審査に係る提出書類の大幅な簡素化）、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）の改正による在留資格「留学」の在留期間の延長、留学生の就職活動に係る在留手続上の支援などが行われている。さらに、平成 22 年 7 月には、留学生の安定的な在留を図るため、それまで在留期間・資格外活動の範囲等が異なっていた「留学」と「就学」の二つの在留資格が「留学」に一本化されている。しかし、一部の教育機関において大量の除籍処分事案が発生したケースや、除籍・退学者の中には在留期間内に出国せず不法残留者となるケースもみられる。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、外国人の受入れ対策について、技能実習生、E P A に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者及び留学生という 3 つの異なる対象に関し、適切な受入れの実施を推進する観点から、それぞれの受入れ状況、円滑・適切な受入れの推進に関する施策・事業の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	調査結果	
1	技能実習生の受入れ	2
(1)	技能実習制度の概要・受入れ状況	2
(2)	監理団体による監査の適正化	52
(3)	推進事業実施機関による巡回指導の適正化	69
(4)	技能実習制度推進事業の在り方の見直し	96
(5)	在留資格認定証明書交付申請の取次ぎの適正化	107
(6)	技能実習制度の効果の検証	111
2	EPA（経済連携協定）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ	120
(1)	外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ制度と受入れ状況	120
(2)	国家試験合格率の向上及び受入れ施設の負担軽減	169
(3)	外国人看護師・介護福祉士受入支援事業等の見直し	184
(4)	候補者の資格要件の適合性に係る確認手続等の適正化	201
(5)	受入れ施設から徴収する各種契約に基づく手数料等の見直し	222
3	外国人留学生の在籍管理等	267
(1)	外国人留学生の受入れに関する政策・制度の概要	267
(2)	専修学校等における留学生の管理の適正化	296
(3)	留学生の卒業後等の適切な在留管理の推進	317
(4)	留学生の退学・除籍等の届出に関する基準の明確化	336
4	FEISを活用した的確かつ効率的な業務の実施	339

図 表 目 次

1 技能実習生の受入れ

(1) 技能実習制度の概要・受入れ状況

図表 1-(1)-① 「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号) <抜粋>	14
図表 1-(1)-② 「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の 6 号の特例を定める件」(平成 2 年 8 月 17 日法務省告示第 247 号) <抜粋>	15
図表 1-(1)-③ 「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」(平成 5 年 4 月 5 日法務省告示第 141 号) <抜粋>	15
図表 1-(1)-④ 平成 21 年の類型別受入れ形態別不正行為認定件数	15
図表 1-(1)-⑤ 規制改革・民間開放推進 3 か年計画(再改訂)及び規制改革推進のための 3 か年計画<抜粋>.....	16
図表 1-(1)-⑥ 米国務省人身売買報告書<抜粋>	17
図表 1-(1)-⑦ 入管法改正前の外国人研修・技能実習制度に対する各方面における主な検討・提言等の状況	18
図表 1-(1)-⑧ 在留資格の分類	18
図表 1-(1)-⑨ 「出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令」(平成 21 年 12 月 25 日法務省令第 52 号) <抜粋>	19
図表 1-(1)-⑩ 「技能実習制度推進事業運営基本方針」(平成 5 年 4 月 5 日厚生労働大臣公示) <抜粋>	19
図表 1-(1)-⑪ 2 号移行対象職種一覧	20
図表 1-(1)-⑫ 「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号) <抜粋>	21
図表 1-(1)-⑬ 「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号) <抜粋>	21
図表 1-(1)-⑭ 「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号) <抜粋>	21
図表 1-(1)-⑮ 出入国管理及び難民認定法施行規則別記第 6 号の 3 様式	22
図表 1-(1)-⑯ 「出入国管理及び難民認定法施行規則」(昭和 56 年 10 月 28 日法務省政令第 54 号) <抜粋>	29
図表 1-(1)-⑰ 「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号) <抜粋>	30
図表 1-(1)-⑱ 「出入国管理及び難民認定法施行規則」(昭和 56 年 10 月 28 日法務省政令第 54 号) <抜粋>	31
図表 1-(1)-⑲ 「技能実習制度推進事業運営基本方針」(平成 5 年 4 月 5 日厚生労働大	

臣公示) <抜粋>	33
図表 1-(1)-⑳ 技能実習制度に活用される技能検定の概要	34
図表 1-(1)-㉑ 推進事業実施機関が認定した公的評価機関が実施する試験	34
図表 1-(1)-㉒ 研修・技能実習生の外国人登録者数の推移	35
図表 1-(1)-㉓ 平成 23 年の在留資格「技能実習」における区分別の外国人登録者数	35
図表 1-(1)-㉔ 平成 23 年の技能実習生の出身国別外国人登録者数	35
図表 1-(1)-㉕ 平成 23 年において J I T C O が支援を行った技能実習 1 号の産業・業種別の受入れ人数	36
図表 1-(1)-㉖ 平成 23 年度の技能実習 2 号への職種別移行申請者数	36
図表 1-(1)-㉗ 「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号) <抜粋>	37
図表 1-(1)-㉘ 「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令」(平成 2 年法務省令第 16 号) <抜粋>	38
図表 1-(1)-㉙ 受入れ形態別の不正行為認定機関数	43
図表 1-(1)-㉚ 実習実施機関の業種別の不正行為認定機関数	43
図表 1-(1)-㉛ 平成 23 年の認定基準別の不正行為の認定件数	43
図表 1-(1)-㉜ 平成 23 年における上陸基準省令に基づく不正行為の類型別件数	44
図表 1-(1)-㉝ 労働基準監督機関による監督指導の根拠	45
図表 1-(1)-㉞ 実習実施機関における労働関係法令違反の事業場数	45
図表 1-(1)-㉟ 平成 23 年の実習実施機関における労働関係法令違反の内容	45
図表 1-(1)-㊱ 技能実習制度推進事業運営基本方針(平成 5 年 4 月 5 日厚生労働大臣公示。平成 24 年 3 月 30 日最終改正) <抜粋>	46
図表 1-(1)-㊲ 公益財団法人国際研修協力機構定款<抜粋>	47
図表 1-(1)-㊳ 技能実習制度推進事業の委託事業の内容	47
図表 1-(1)-㊴ 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号) <抜粋>	48
図表 1-(1)-㊵ 技能実習制度推進事業委託費の予算	48
図表 1-(1)-㊶ 技能実習制度推進事業委託費の予算額の推移(平成 20 年度～24 年度)	48
図表 1-(1)-㊷ 技能実習制度推進事業委託費の契約額及び実績額とその内訳(平成 23 年度～24 年度予算)	49
図表 1-(1)-㊸ 技能実習制度推進事業委託費の契約額の内訳(平成 24 年度)	50
図表 1-(1)-㊹ 技能実習制度推進事業委託費の実績額の内訳(平成 23 年度)	50
図表 1-(1)-㊺ 技能実習制度推進事業の委託費のうち監理団体及び実習実施機関への巡回指導の実施にかかった実績額(平成 23 年度)	51

(2) 監理団体による監査の適正化

図表 1-(2)-① 「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」(平成 24 年 11 月改	
------------------------------------------------	--

訂) <抜粋>	57
図表 1-(2)-② 「出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令」(平成 21 年 12 月 25 日法務省令第 53 号) <抜粋>	57
図表 1-(2)-③ 「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」(平成 24 年 11 月改訂) <抜粋>	58
図表 1-(2)-④ 「出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令」(平成 21 年 12 月 25 日法務省令第 53 号) <抜粋>	59
図表 1-(2)-⑤ 「出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令」(平成 21 年 12 月 25 日法務省令第 53 号) <抜粋>	60
図表 1-(2)-⑥ 各地方入管における監理団体からの監査結果の報告状況の確認方法	60
図表 1-(2)-⑦ 平成 23 年に地方入国管理局から不正行為認定を受けた 90 機関の一覧	61
図表 1-(2)-⑧ 労働基準監督機関により是正勧告を受けたものについての監理団体における監査の状況	67

(3) 推進事業実施機関による巡回指導の適正化

図表 1-(3)-① 平成 23 年度技能実習制度推進事業に係る仕様書<抜粋>	82
図表 1-(3)-② 国際研修協力機構 (JITCO) の体制 (平成 23 年 7 月 1 日現在)	83
図表 1-(3)-③ 技能実習生の入国・在留管理に関する指針 (平成 24 年 11 月改訂、法務省入国管理局) <抜粋>	84
図表 1-(3)-④ 入管法改正 (平成 22 年 7 月) に基づく技能実習制度 (団体監理型) と技能実習制度推進事業の対象範囲との比較	85
図表 1-(3)-⑤ JITCO が把握している監理団体及び実習実施機関数 (平成 21 年度～24 年度)	86
図表 1-(3)-⑥ 推進事業実施機関が監理団体及び実習実施機関を把握する機会 ..	88
図表 1-(3)-⑦ 巡回指導の目標件数に対する達成状況 (平成 21 年度～23 年度) ..	89
図表 1-(3)-⑧ 巡回指導の目標件数に対する達成率 (平成 21 年度～23 年度) ..	89
図表 1-(3)-⑨ 巡回指導の実施機関率 (平成 21 年度～23 年度)	91
図表 1-(3)-⑩ 過去 2 年間、3 年間における巡回指導の実施件数	91
図表 1-(3)-⑪ JITCO の巡回指導結果と平成 23 年に地方入国管理局が不正行為認定した事案との比較結果	92
図表 1-(3)-⑫ JITCO の巡回指導結果と平成 23 年に 2 都道府県労働局管内の労働基準監督署が実習実施機関に対して是正勧告した事案	

との比較結果	92
図表 1-(3)-⑬ J I T C O の巡回指導における文書指導件数（平成 21 年度～23 年度）	93
図表 1-(3)-⑭ 実習実施機関に対する文書指導の実施状況（平成 21 年度～23 年度、地方駐在事務所別）	93
図表 1-(3)-⑮ 特定巡回指導の実施状況（平成 21 年度～23 年度）	94
図表 1-(3)-⑯ 特別巡回指導の実施状況（平成 23 年度）	94
図表 1-(3)-⑰ 文書指導についての改善状況確認の実施状況（平成 21 年度～23 年度）	94
図表 1-(3)-⑱ 巡回指導結果による関係行政機関への通報件数（平成 21 年度～23 年度）	94
図表 1-(3)-㉑ 研修・技能実習制度研究会報告（平成 20 年 6 月、厚生労働省） ＜抜粋＞	95

(4) 技能実習制度推進事業の在り方の見直し

図表 1-(4)-① 平成 24 年度技能実習制度推進事業に係る企画書募集要領 ＜抜粋＞	100
図表 1-(4)-② 技能実習制度推進事業に係る企画書評価委員会構成員	101
図表 1-(4)-③ 技能実習制度推進事業に係る企画書評価の審査項目	102
図表 1-(4)-④ 国際研修協力機構定款＜抜粋＞	103
図表 1-(4)-⑤ 国際研修協力機構の賛助会員規則＜抜粋＞	103
図表 1-(4)-⑥ J I T C O の賛助会員の監理団体数の推移（平成 21 年度～24 年度）	103
図表 1-(4)-⑦ 技能実習制度推進事業の応募状況（平成 21 年度～24 年度）	103
図表 1-(4)-⑧ 「1 者応札・1 者応募」に係る改善方策について（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省） ＜抜粋＞	104
図表 1-(4)-⑨ 技能実習制度推進事業の企画競争の公示期間の推移（平成 20 年度～23 年度）	105
図表 1-(4)-⑩ 技能実習制度推進事業の委託費の予算額及び交付実績額とそ の割合等	105
図表 1-(4)-⑪ 技能実習制度推進事業の委託費のうち実施体制の整備にかか った執行額の実績（平成 23 年度）	105
図表 1-(4)-⑫ J I T C O が把握する監理団体数及び賛助会員数の比較（平成 24 年度）	106
図表 1-(4)-⑬ J I T C O の賛助会費収入の割合（平成 21 年度～23 年度）	106

(5) 在留資格認定証明書交付申請の取次ぎの適正化

図表 1-(5)-① 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）〈抜粋〉 ＞	109
図表 1-(5)-② 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和 56 年法務省令第 54 号）〈抜粋〉	109
図表 1-(5)-③ 在留資格認定証明書交付申請の点検・取次にかかる J I T C O の手数料	110

(6) 技能実習制度の効果の検証

図表 1-(6)-① 平成 21 年の入管法改正時における衆参法務委員会での付帯決議	115
図表 1-(6)-② 「第 4 次出入国管理基本計画」（平成 22 年 3 月法務大臣決定）	116
図表 1-(6)-③ 平成 21 年から 23 年に J I T C O による文書指導を受けた実習実施機関 846 機関の職種別の機関数	117
図表 1-(6)-④ 平成 21 年から 23 年に文書指導を受けた実習実施機関 846 機関の従業員規模別の機関数	117
図表 1-(6)-⑤ 平成 21 年から 23 年に文書指導を受けた実習実施機関 846 機関の従業員数に占める技能実習生の割合ごとの機関数	117
図表 1-(6)-⑥ 技能検定等の受験割合	118
図表 1-(6)-⑦ 当省が調査した 24 機関の技能検定等の受験状況	119

2 E P A（経済連携協定）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ

(1) 外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ制度と受入れ状況

図表 2-(1)-① 経済連携協定に基づくインドネシア人候補者 平成 24 年度受入れの流れ	130
図表 2-(1)-② 経済連携協定に基づくフィリピン人候補者 平成 24 年度受入れの流れ	131
図表 2-(1)-③ 平成 25 年度日インドネシア E P A に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ	132
図表 2-(1)-④ 平成 25 年度日フィリピン E P A に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ	133
図表 2-(1)-⑤ 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成 20 年 5 月 19 日厚生労働省告示第 312 号）	134
図表 2-(1)-⑥ 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成 20 年 11 月 6 日厚生労働省告示第 509 号）	145

図表 2 - (1) - ⑦	経済連携協定（E P A）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について（平成 25 年 2 月 26 日閣議決定）	157
図表 2 - (1) - ⑧	経済連携協定（E P A）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について（平成 23 年 3 月 11 日閣議決定）	159
図表 2 - (1) - ⑨	これまでに各省が投じた事業費	161
図表 2 - (1) - ⑩	これまでの候補者数の推移	164
図表 2 - (1) - ⑪	これまでの新規受入れ施設数の推移	164
図表 2 - (1) - ⑫	これまでの看護師国家試験の結果	165
図表 2 - (1) - ⑬	これまでの介護福祉士国家試験の結果	165
図表 2 - (1) - ⑭	候補者等の就労の状況（平成 24 年 12 月 1 日現在）	166
図表 2 - (1) - ⑮	経済連携協定（E P A）に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ等についての基本的な方針	167

(2) 国家試験合格率の向上及び受入れ施設の負担軽減

図表 2 - (2) - ①	日本語能力試験の認定の目安	178
図表 2 - (2) - ②	平成 24 年度に入国したインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の日本語研修修了時における日本語能力	179
図表 2 - (2) - ③	平成 23 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者及びフィリピン人看護師候補者の訪日後日本語研修修了時における日本語能力	181
図表 2 - (2) - ④	看護師試験合格者（平成 21 年度及び 22 年度入国者）の訪日後日本語研修修了時の日本語能力	182
図表 2 - (2) - ⑤	これまでの看護師国家試験の結果（日本人等含む）	183

(3) 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業等の見直し

図表 2 - (3) - ①	厚生労働省が実施する支援事業（都道府県を通じた補助事業を除く。）	193
図表 2 - (3) - ②	巡回訪問	196
図表 2 - (3) - ③	相談窓口	197
図表 2 - (3) - ④	看護・介護導入研修	197
図表 2 - (3) - ⑤	巡回学習指導に係る事業費の予算の積算及び執行	199
図表 2 - (3) - ⑥	外国人看護師・介護福祉士受入支援事業、外国人看護師候補者学習支援事業及び外国人介護福祉士候補者学習支援事業における予算額及び執行額	200

(4) 候補者の資格要件の適合性に係る確認手続等の適正化

図表 2-(4)-①	フィリピン人看護師候補者、介護福祉士候補者、看護師、介護福祉士の送出し及び受入れに関するフィリピン海外雇用庁及び国際厚生事業団の間の覚書 2009年1月12日<抜粋>……………	207
図表 2-(4)-②	政府間合意に基づくフィリピン人看護師・介護福祉士候補者等の日本への送出しとその募集に関するガイドライン 2009年1月13日<抜粋>……………	211
図表 2-(4)-③	インドネシア人看護師候補者・介護福祉士候補者の応募用紙の記載内容<抜粋>……………	213
図表 2-(4)-④	候補者の在留資格要件……………	215
図表 2-(4)-⑤	受入れ施設による資格証明書の確認状況（実地調査結果）……………	216
図表 2-(4)-⑥	候補者受入れ手続きの流れ（看護師・介護福祉士候補者共通）……………	217
図表 2-(4)-⑦	マッチングにおいて受入れ希望機関に提供される求職者情報……………	220
図表 2-(4)-⑧	意識調査結果 抜粋（候補者の受入れに関し、J I C W E L S に求めること）……………	221
図表 2-(4)-⑨	入国手続における査証申請時の必要書類……………	221

(5) 受入れ施設から徴収する各種契約に基づく手数料等の見直し

図表 2-(5)-①	職業紹介に関する契約書（フィリピン人看護師候補者用）……………	228
図表 2-(5)-②	受入れ機関が候補者受入れに要する手数料等……………	230
図表 2-(5)-③	受入れ支援に関する契約書（フィリピン人看護師候補者用）……………	231
図表 2-(5)-④	雇用契約書（フィリピン人看護師候補者用）……………	233
図表 2-(5)-⑤	「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」に基づき受け入れるインドネシア人看護師等の労働条件等の確保について」（厚生労働省労働基準局長通達、平成 20 年 9 月 8 日付け基発第 0908001 号）<抜粋>……………	238
図表 2-(5)-⑥	マッチングが成立したものの未入国の候補者及び受入れ施設での就労・研修前に帰国した候補者の数……………	239

(6) 意識調査結果概要…………… 240

3 外国人留学生の在籍管理等

(1) 留学生の受入れに関する政策・制度の概要

図表 3-(1)-①	出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号)別表 在留資格「留学」(平成 22 年 7 月 1 日入管法等改正法施行以降)……………	274
図表 3-(1)-②	出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和 56 年 10 月 28 日法	

務省令第 54 号) 別表 2 在留資格「留学」在留期間	274
図表 3-(1)-③ 出入国管理及び難民認定法第 (昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号) 別表 在留資格「留学」及び「就学」(平成 22 年 7 月 1 日入管法等改正法施行以前)	274
図表 3-(1)-④ 出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令 (平成 2 年 5 月 24 日法務省令第 16 号) 在留資格「留学」及び「就学」<抜粋>	275
図表 3-(1)-⑤ 留学生の入学・卒業等の在留資格等に係る手続きの流れ	278
図表 3-(1)-⑥ 留学生 10 万人計画の概要 (昭和 58 年 8 月中曽根内閣提言)	280
図表 3-(1)-⑦ 第 169 回国会 (平成 20 年 1 月 18 日) における福田内閣総理大臣 (当時) 施政方針演説<抜粋>	282
図表 3-(1)-⑧ 留学生 30 万人計画の概要 (平成 20 年 7 月福田内閣策定)	283
図表 3-(1)-⑨ 留学生政策の年表	285
図表 3-(1)-⑩ 我が国における留学生数 (各年 12 月 31 日現在)	289
図表 3-(1)-⑪ 法務省が把握している留学生を受入れている専修学校等数、留学生数 (平成 21 年度から 24 年度)	289
図表 3-(1)-⑫ 留学生を受入れている大学等数、留学生数 (平成 21 年度から 23 年度)	289
図表 3-(1)-⑬ 本報告書における「在籍管理」及び「卒業後等の在留管理」の区分	290
図表 3-(1)-⑭ 在留資格別不法残留者 (平成 24 年 1 月 1 日現在)	290
図表 3-(1)-⑮ 在留資格別不法残留者割合 (平成 24 年 1 月 1 日現在)	291
図表 3-(1)-⑯ 留学生数、うち不法残留者数、留学生の不法残留率の推移	291
図表 3-(1)-⑰ 私費外国人留学生学習奨励費給付制度の概要	292
図表 3-(1)-⑱ 私費外国人留学生学習奨励費予算額・決算額 (平成 21 年度から 24 年度)	292
図表 3-(1)-⑲ 私費外国人留学生学習奨励費採用人数・教育機関別数 (平成 21 年度から 23 年度)	292
図表 3-(1)-⑳ 私立大学等経常費補助金 (特別補助) 制度の概要	293
図表 3-(1)-㉑ 私立大学等経常費補助金特別補助制度「大学等の国際交流の基盤整備への支援」における留学生に対する授業料減免関係の予算・交付額・交付大学等数	295

(2) 専修学校等における留学生の管理の適正化

図表 3-(2)-① 学校教育法第 130 条、134 条 (昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号) <抜粋>	303
図表 3-(2)-② 私立学校法第 4 条 2 号及び 4 号 (昭和 24 年 12 月 15 日法律第 270 号) <抜粋>	304

図表 3 - (2) - ③	入国在留審査要領（第 3 分冊第 12 編第 21 節留学）〈抜粋〉	304
図表 3 - (2) - ④	中長期在留者の受入れに関する届出（平成 24 年 7 月 9 日施行）	305
図表 3 - (2) - ⑤	中長期在留者の受入れ状況に関する届出（平成 24 年 7 月 9 日施行）	305
図表 3 - (2) - ⑥	入国在留審査要領（第 1 分冊第 5 編第 3 節留学関係）〈抜粋〉	306
図表 3 - (2) - ⑦	入国在留審査要領（平成 24 年 7 月改編）〈抜粋〉	307
図表 3 - (2) - ⑧	適正校及び非適正校の選定の概要	308
図表 3 - (2) - ⑨	「専修学校等における留学生管理等の徹底について（通知）」（平成 22 年 9 月 14 日付け 22 生生推第 51 号）〈抜粋〉	309
図表 3 - (2) - ⑩	専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて（通知）（平成 22 年 9 月 14 日付け 22 文科生第 473 号）〈抜粋〉	312
図表 3 - (2) - ⑪	留学生の受入数の取扱いの方法例の提言（専修学校教育の振興方策等に関する調査研究協力者会議）	313
図表 3 - (2) - ⑫	東京入国管理局管内における適正校・非適正校の選定結果（平成 21 年度から 23 年度）	315
図表 3 - (2) - ⑬	総入学定員 2 分の 1 を超える際の届出の指導を行っていない都道府県の例	316

(3) 留学生の卒業後等の適切な在留管理の推進

図表 3 - (3) - ①	「専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて（通知）」（平成 22 年 9 月 14 日付け 22 文科生第 473 号）〈抜粋〉	324
図表 3 - (3) - ②	「外国人留学生の適切な受入れについて（通知）」（平成 24 年 9 月 5 日付け 24 高学留第 60 号）〈抜粋〉	324
図表 3 - (3) - ③	「留学生及び就学生の入国・在留審査方針について（通達）」（平成 11 年 12 月 28 日付け法務省管在第 4919 号）〈抜粋〉	325
図表 3 - (3) - ④	私費外国人留学生学習奨励費給付制度募集要項（平成 24 年度）〈抜粋〉	326
図表 3 - (3) - ⑤	私立大学等経常費補助金取扱要領（平成 10 年 2 月 27 日）〈抜粋〉	327
図表 3 - (3) - ⑥	各都道府県の教育機関に対する卒業後等の在留管理における責任の範囲の認識	329
図表 3 - (3) - ⑦	各専修学校の卒業後等の在留管理における責任の範囲の認識	330
図表 3 - (3) - ⑧	教育機関における留学生の卒業後等の在留管理に関する取組の実態	331
図表 3 - (3) - ⑨	地方入国管理局から教育機関に提供された不法残留事案に関する情報例	333

図表 3 - (3) - ⑩ 大学・短期大学における不法残留者数（5名以上）の推移（平成 21 年度から平成 23 年度）	335
---------------------------------------------------------------	-----

(4) 留学生の退学・除籍等の届出に関する基準の明確化

図表 3 - (4) - ① 各大学における退学除籍等の判断期間の例	338
------------------------------------	-----

図表 3 - (4) - ② 各専修学校における退学除籍等の判断期間の例	338
--------------------------------------	-----

4 F E I S を活用した的確かつ効率的な業務の実施

図表 4 - ① 第 4 次出入国管理基本計画の概要	345
----------------------------	-----

図表 4 - ② 出入国管理業務の業務・システム最適化計画（平成 23 年 5 月 13 日決定）の概要	346
------------------------------------------------------	-----